

平成 30 年度 第 1 回評議員会

(平成 30 年 6 月 19 日開催)

議 案 書

目 次

議 題

- 第 1 号議案 平成 29 年度決算報告承認に関する件
- 第 2 号議案 平成 29 年度事業報告承認に関する件
- 第 3 号議案 定款変更案承認に関する件
- 第 4 号議案 役員等の報酬及び費用に関する規定の変更承認に関する件
- 第 5 号議案 理事の任期満了による重任に関する件
- 第 6 号議案 監事辞任による新監事承認に関する件

公益財団法人 前川報恩会

第1号議案 平成29年度決算報告承認に関する件

当財団の平成29年度決算報告書を添付資料の通りに策定いたしました。審議のうえ承認を求めます。

第2号議案 平成29年度事業報告承認に関する件

当財団の平成29年度の事業報告書を添付資料の通り策定いたしました。審議のうえ承認を求めます。

第3号議案 定款変更案承認に関する件

定款の改定案を添付資料の通りに作成いたしました。審議のうえ承認を求めます。

第4号議案 役員等の報酬及び費用に関する規定の変更承認に関する件

役員等の報酬及び費用に関する規定の改定案を添付資料の通りに作成いたしました。審議のうえ承認を求めます。

第5号議案 理事の任期満了による重任に関する件

本評議員会の終結により任期満了となる理事5名のうち5名を再任致します。審議のうえ承認を求めます。

職名	常勤/ 非常勤	氏名	就任年月日	職務	職業
理事	非常勤	篠崎 聡	H28.5.6	—	(株)前川総合研究所 代表取締役
理事	非常勤	山本 良一	H28.5.6	—	東京大学 名誉教授
理事	非常勤	古在 豊樹	H28.5.6	—	千葉大学 名誉教授
理事	非常勤	赤塚 光子	H28.5.6	—	元立教大学 教授
理事	非常勤	石井 徳章	H28.5.6	—	大阪電気通信大学 名誉教授

第6号議案 監事辞任による新監事承認に関する件

監事、茂田井純一氏辞任に伴い、中小企業診断士・日本生産性本部認定経営コンサルタント・認定事業再生士、山田良子氏を監事に選任致します。審議のうえ承認を求めます。

以上

第1号議案 平成29年度決算報告承認に関する件

決算報告書

【平成29年度】
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

公益財団法人 前川報恩会

貸借対照表

平成30年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	17,032,852	38,069,896	▲ 21,037,044
未収金	6,247,666	6,706,819	▲ 459,153
前払費用	1,239,123	0	1,239,123
流動資産合計	24,519,641	44,776,715	▲ 20,257,074
2. 固定資産			0
(1) 基本財産			0
投資有価証券	147,120,000	148,795,000	▲ 1,675,000
基本財産合計	147,120,000	148,795,000	▲ 1,675,000
(2) 特定資産			0
助成資金	3,638,940,437	3,499,395,974	139,544,463
特定資産合計	3,638,940,437	3,499,395,974	139,544,463
固定資産合計	3,786,060,437	3,648,190,974	137,869,463
資産合計	3,810,580,078	3,692,967,689	117,612,389
II 負債の部			0
1. 流動負債			0
未払金	1,037,707	1,246,101	▲ 208,394
流動負債合計	1,037,707	1,246,101	▲ 208,394
負債合計	1,037,707	1,246,101	▲ 208,394
III 正味財産の部			0
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計			
2. 一般正味財産	3,809,542,371	3,691,721,588	117,820,783
正味財産合計	3,809,542,371	3,691,721,588	117,820,783
負債及び正味財産合計	3,810,580,078	3,692,967,689	117,612,389

正味財産増減計算書

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	平成29年度	平成28年度	増減	
(1) I 一般正味財産増減の部				(1)
(2) 1. 経常増減の部				(2)
(3) (1) 経常収益				(3)
(4) 基本財産運用益	29,184,000	29,351,500	△ 167,500	(4)
(5) 基本財産受取配当金	29,184,000	29,351,500	△ 167,500	(5)
(6) 特定資産運用益	21,055,513	21,644,317	△ 588,804	(6)
(7) 特定資産受取利息	21,055,513	21,644,317	△ 588,804	(7)
(8) 雑収益	528,000	675,760	△ 147,760	(8)
(9) 経常収益計	50,767,513	51,671,577	△ 904,064	(9)
(10) (2) 経常費用			0	(10)
(11) 事業費	49,960,698	54,443,691	△ 4,482,993	(11)
(12) 支払助成金	32,722,869	35,601,151	△ 2,878,282	(12)
(13) 助成金(学術研究)	18,980,000	18,681,500	298,500	(13)
(14) 助成金(地域振興)	6,742,869	7,960,000	△ 1,217,131	(14)
(15) 助成金(福祉)	7,000,000	8,959,651	△ 1,959,651	(15)
(16) 事業管理費	17,237,829	18,842,540	△ 1,604,711	(16)
(17) 外部委員報酬	1,750,000	850,000	900,000	(17)
(18) 給与	13,191,309	14,102,869	△ 911,560	(18)
(19) 会議費	167,400	131,328	36,072	(19)
(20) 事務用品費	170,327	239,430	△ 69,103	(20)
(21) 通信費	500,221	521,010	△ 20,789	(21)
(22) 消耗品費	0	37,790	△ 37,790	(22)
(23) 賃借料	909,792	909,792	0	(23)
(24) 支払手数料	0	284,565	△ 284,565	(24)
(25) 支払会費	100,000	100,000	0	(25)
(26) 旅費交通費	247,784	283,768	△ 35,984	(26)
(27) 退職給付費用	171,439	239,879	△ 68,440	(27)
(28) 広告宣伝費	0	912,600	△ 912,600	(28)
(29) 為替差損	29,557	229,509	△ 199,952	(29)
(30) 管理費	3,940,668	3,903,393	37,275	(30)
(31) 一般管理費	3,940,668	3,903,393	37,275	(31)
(32) 役員報酬	800,000	620,000	180,000	(32)
(33) 給与	1,465,701	1,566,985	△ 101,284	(33)
(34) 会議費	441,934	380,799	61,135	(34)
(35) 事務用品費	18,925	26,603	△ 7,678	(35)
(36) 通信費	204,843	177,578	27,265	(36)
(37) 消耗品費	0	4,198	△ 4,198	(37)
(38) 賃借料	101,088	101,088	0	(38)
(39) 支払手数料	188,902	188,902	0	(39)
(40) 公租公課	3,000	82,750	△ 79,750	(40)
(41) 支払会費	72,000	72,000	0	(41)
(42) 旅費交通費	625,226	412,801	212,425	(42)
(43) 調査研究費	0	2,160	△ 2,160	(43)
(44) 退職給付費用	19,049	26,653	△ 7,604	(44)
(45) 福利厚生費	0	15,000	△ 15,000	(45)
(46) 為替差損	0	225,876	△ 225,876	(46)
(47) 雑費	0	0	0	(47)
(48) 経常費用計	53,901,366	58,347,084	△ 4,445,718	(48)
(49) 評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,133,853	△ 6,675,507	3,541,654	(49)
(50) 基本財産評価損益等	145,926,000			(50)
(51) 特定資産評価損益等	△ 24,971,364	△ 40,613,107	15,641,743	(51)
(52) 評価損益等計	120,954,636	△ 40,613,107	161,567,743	(52)
(53) 当期経常増減額	117,820,783	△ 47,288,614	165,109,397	(53)
(54) 2. 経常外増減の部			0	(54)
(55) (1) 経常外収益			0	(55)
(56) 経常外収益計	0	0	0	(56)
(57) (2) 経常外費用			0	(57)
(58) 経常外費用計	0	0	0	(58)
(59) 当期経常外増減額	0	0	0	(59)
(60) 当期一般正味財産増減額	117,820,783	△ 47,288,614	165,109,397	(60)
(61) 一般正味財産期首残高	3,691,721,588	3,739,010,202	△ 47,288,614	(61)
(62) 一般正味財産期末残高	3,809,542,371	3,691,721,588	117,820,783	(62)
(63) II 指定正味財産増減の部			0	(63)
(64) 当期指定正味財産増減額			0	(64)
(65) 指定正味財産期首残高			0	(65)
(66) 指定正味財産期末残高			0	(66)
(67) III 正味財産期末残高	3,809,542,371	3,691,721,588	117,820,783	(67)

正味財産増減計算書内訳表

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業	法人会計	合計	配賦率
(1) I 一般正味財産増減の部				(1)
(2) 1. 経常増減の部				(2)
(3) (1) 経常収益				(3)
(4) 基本財産運用益	26,265,600	2,918,400	29,184,000	(4) 90% 公益目的保有財産と管理目的財産の保有割合(9:1)に準じる。
(5) 基本財産受取配当金	26,265,600	2,918,400	29,184,000	(5) 90% 特定資産の目的に準ずる=財産目録(14)~
(6) 特定資産運用益	21,055,513	0	21,055,513	(6) 100% (31)
(7) 特定資産受取利息	21,055,513	0	21,055,513	(7) 100%
(8) 雑収益	528,000	0	528,000	(8) 100%
(9) 経常収益計	47,849,113	2,918,400	50,767,513	(9)
(10) (2) 経常費用				(10)
(11) 事業費	49,960,698	0	49,960,698	(11)
(12) 支払助成金	32,722,869	0	32,722,869	(12)
(13) 助成金(学術研究)	18,980,000	0	18,980,000	(13) 100% 直課(自明)
(14) 助成金(福祉)	6,742,869	0	6,742,869	(14) 100% 直課(自明)
(15) 助成金(地域振興)	7,000,000	0	7,000,000	(15) 100% 直課(自明)
(16) 事業管理費	17,237,829	0	17,237,829	(16)
(17) 外部委員報酬	1,750,000	0	1,750,000	(17) 100% 直課(全額が選考及び評価に関する報酬である)
(18) 給与	13,191,309	0	13,191,309	(18) 90% 従業員従事割合(9:1) ※1
(19) 会議費	167,400	0	167,400	(19) 27% 直課(報告会費用+選考・評価会費用)
(20) 事務用品費	170,327	0	170,327	(20) 90% 従業員従事割合(9:1) ※1
(21) 通信費	500,221	0	500,221	(21) 71% 直課(助成システム維持費+選考資料送)
(22) 消耗品費	0	0	0	(22) 0% 従業員従事割合(9:1) ※1
(23) 賃借料	909,792	0	909,792	(23) 90% 従業員従事割合(9:1) ※1
(24) 支払手数料	0	0	0	(24) 0%
(25) 支払会費	100,000	0	100,000	(25) 58% 直課(助成財団センター年会費10万円)
(26) 旅費交通費	247,784	0	247,784	(26) 28% 直課(報告会招致費用+選考委員交通費)
(27) 退職給付費用	171,439	0	171,439	(27) 90% 従業員従事割合(9:1) ※1
(28) 広告宣伝費	0	0	0	(28) 0%
(29) 為替差損	29,557	0	29,557	(29) 100% 外国国債利金受取等にかかる為替差損
(30) 管理費	0	3,940,668	3,940,668	(30)
(31) 一般管理費	0	3,940,668	3,940,668	(31)
(32) 役員報酬	0	800,000	800,000	(32) 100% 直課
(33) 給与	0	1,465,701	1,465,701	(33) 10%
(34) 会議費	0	441,934	441,934	(34) 73% 直課(19以外)
(35) 事務用品費	0	18,925	18,925	(35) 10%
(36) 通信費	0	204,843	204,843	(36) 29% 直課(21以外)
(37) 消耗品費	0	0	0	(37) 100%
(38) 賃借料	0	101,088	101,088	(38) 10%
(39) 支払手数料	0	188,902	188,902	(39) 100% 直課(PCA公益法人会計)
(40) 公租公課	0	3,000	3,000	(40) 100% 直課(登記簿謄本・印鑑証明書等)
(41) 支払会費	0	72,000	72,000	(41) 42% 直課(公益法人協会 年会費)
(42) 旅費交通費	0	625,226	625,226	(42) 72% 直課(26以外)
(43) 調査研究費	0	0	0	(43) 0%
(44) 退職給付費用	0	19,049	19,049	(44) 10%
(45) 福利厚生費	0	0	0	(45) 0%
(46) 為替差損	0	0	0	(46) 0%
(47) 経常費用計	49,960,698	3,940,668	53,901,366	(47)
(48) 評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,111,585	△ 1,022,268	△ 3,133,853	(48)
(49) 基本財産評価損益等	145,926,000		145,926,000	(49) 志村産業株式会社売却益
(50) 特定資産評価損益等	△ 24,971,364		△ 24,971,364	(50) 外国国債評価損等
(51) 評価損益等計	120,954,636		120,954,636	(51)
(52) 当期経常増減額	118,843,051	△ 1,022,268	117,820,783	(52)
(53) 2. 経常外増減の部				(53)
(54) (1) 経常外収益				(54)
(55) 経常外収益計	0	0	0	(55)
(56) (2) 経常外費用				(56)
(57) 経常外費用計	0	0	0	(57)
(58) 当期経常外増減額	0	0	0	(58)
(59) 当期一般正味財産増減額	118,843,051	△ 1,022,268	117,820,783	(59)
(60) 一般正味財産期首残高			3,691,721,588	(60)
(61) 一般正味財産期末残高			3,809,542,371	(61)
(62) II 指定正味財産増減の部				(62)
(63) 当期指定正味財産増減額			0	(63)
(64) 指定正味財産期首残高			0	(64)
(65) 指定正味財産期末残高			0	(65)
(66) III 正味財産期末残高			3,809,542,371	(66)

※1 収益事業を行っておらず法人運営自体も公益目的事業のための決定が殆であるため、業務時間の大半(9割=1-理事会評議員会準備5週/50週)は助成事業のために費やしている。

財産目録

平成30年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(1)	(流動資産)				
(1)	現金	手元保管	運転資金として	65,339	(1)
(2)	預金	普通預金	運転資金として	16,967,513	(2)
(3)		みずほ銀行	運転資金として	9,279,429	(3)
(4)		三井住友銀行	運転資金として	7,688,084	(4)
(5)	未収金			6,247,666	(5)
(6)	前払費用			1,239,123	(6)
(7)	流動資産合計			24,519,641	(7)
(8)	(固定資産)				(8)
(9)	基本財産				(9)
(10)	投資有価証券		運用益の90%を公益目的事業	147,120,000	(10)
(11)			10%を管理運営に充当している		(11)
(12)	株式 (株)前川	1 459 200株		147,120,000	(12)
(13)	特定資産				(13)
(14)	助成資金		運用益を公益目的事業の財源	3,638,940,437	(14)
(15)			として使用している。		(15)
(16)	預金(EUR建)			3,280,732	(16)
(17)	金銭信託			300,259,250	(17)
(18)	USD建MMF			11,027,330	(18)
(19)	AUD建MMF			3,119,331	(19)
(20)	第117回利付国債			400,038,003	(20)
(21)	第333回利付国債			299,914,040	(21)
(22)	第163回利付国債			1,014,360,000	(22)
(23)	米国国債10年			361,480,698	(23)
(24)	英国国債10年			46,653,773	(24)
(25)	独国国債10年			99,326,460	(25)
(26)	仏国国債10年			49,816,270	(26)
(27)	豪国国債10年			140,586,100	(27)
(28)	普通預金(三菱)	三菱東京UFJ銀行		9,078,450	(28)
(29)	普通預金(みずほ)	みずほ銀行		200,000,000	(29)
(30)	普通預金(三井)	三井住友銀行		100,000,000	(30)
(31)	定期預金(みずほ)	みずほ銀行		600,000,000	(31)
(32)	固定資産合計			3,786,060,437	(32)
(33)	資産合計			3,810,580,078	(33)
(34)	(流動負債)				(34)
(35)	未払金			1,037,707	(35)
(36)	給与負担金等			943,257	(36)
(37)	通信費等諸費用			56,984	(37)
(38)	旅費交通費			28,050	(38)
(39)	その他			9,416	(39)
(40)	流動負債合計			1,037,707	(40)
(41)	負債合計			1,037,707	(41)
(42)	正味財産			3,809,542,371	(42)

財務諸表に対する注記

1. 継続企業の前提に関する注記 該当なし。
2. 重要な会計方針
- 1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ①満期保有目的の債券・・・償却原価法（利息法）によっている。
 - ②満期保有目的の債券以外の有価証券
 - a.時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法によっている。
 - b.時価のないもの・・・移動平均法による原価法によっている。
 - 2) 固定資産の減価償却の方法
該当なし。
 - 3) 引当金の計上基準
該当なし
 - 4) リース取引の処理方法
該当なし。
 - 5) 消費税等の会計処理
税込処理している。

3. 会計方針の変更 該当なし。

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次の通りである。

(単位：円)

種類及び銘柄	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	148,795,000	0	▲ 1,675,000	147,120,000
小計	148,795,000	0	▲ 1,675,000	147,120,000
特定資産				
助成資金	3,499,395,974	139,544,463	0	3,638,940,437
小計	3,499,395,974	139,544,463	0	3,638,940,437

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次の通りである。

(単位：円)

種類及び銘柄	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	147,120,000	0	148,795,000	0
小計	147,120,000	0	148,795,000	0
特定資産				
助成資金	3,638,940,437	0	3,499,395,974	0
小計	3,638,940,437	0	3,499,395,974	0

6. 担保に供している資産 該当なし。
7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 該当なし。
8. 保証債務等の偶発債務 該当なし。
9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次の通りである。

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第117回利付国債	400,038,003	401,240,000	1,201,997
第333回利付国債	299,914,040	312,300,000	12,385,960
第163回利付国債	1,014,360,000	1,016,100,000	1,740,000
小計	1,714,312,043	1,729,640,000	15,327,957

10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高 該当なし。
11. 基金及び代替基金の増減額及びその残高 該当なし。
12. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳 該当なし。
13. 関連当事者との取引の内容
関連当事者との取引の内容は、次の通りである。

法人等の名称	住所	資産総額 (単位:円)	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
株式会社前川製作所	東京都江東区牡丹3-14-15	71,637,692,330	産業用冷凍機並びに各種ガスコンプレッサーの製造販売	0%	なし	事務員出向(3名)、事務所賃貸等	給与 退職給付費用 賃借料	14,657,010 190,488 1,010,880	未払金	959,612

14. 重要な後発事象 該当なし。
15. その他 該当なし。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表の注記にて記載している為、附属明細書において内容の記載を省略する。

2 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	0	0	0	0	0

平成29年度 直課計算表

科目名	No.	日付	摘要	金額
会議費	66	6月30日	和敬塾	129,600
	109	10月31日	福祉選考	8,400
	148	12月29日	地域選考	7,000
	165	1月26日	学術選考	7,000
	200	3月30日	学術・地域評価	15,400
会議費小計				167,400
通信費		12か月分	あさひ助成システム	494,076
	94	9月29日	福祉選考資料送付	1,944
	107	10月31日	地域選考資料送付	1,804
	132	11月30日	学術選考資料送付	2,397
通信費小計				500,221
支払手数料				なし
旅費交通費	29	5月26日	和敬塾 招致費用	1,580
	30	5月26日	和敬塾 招致費用	1,194
	32	5月26日	和敬塾 招致費用	124,440
	26	5月31日	和敬塾 招致費用	29,720
	28	5月31日	和敬塾 招致費用	2,700
	198	3月29日	選考委員交通費	88,150
旅費交通費小計				247,784

平成29年度 注記（関連当事者取引）

科目名	No.	日付	摘要	金額
給与			12か月分	14,657,010
退職給付費			12か月分	190,488
賃借料			12か月分	1,010,880
未払金			給与（製作所分）	943,257
	212		携帯電話（2月）	2,646
	214		携帯電話（3月）	4,293
	213		事務用品費	9,416
未払金計				959,612

平成 30 年 5 月 22 日


公益財団法人前川報恩会
理事長 篠崎 聡 殿

公益財団法人前川報恩会

監事

須田 徹 

監事

茂田 純一 

監査報告書

平成 29 年度の事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及びこれらの附属明細書その他理事の職務執行の監査について、次の通り報告する。

1. 監査の方法及びその内容

会計監査について、会計帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる手続きを実施して計算書類等の適正性を検討した。

業務監査について、理事会その他の重要な会議に出席し、当法人の理事等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めた。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しているものと認める。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。
- (3) 当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当であると認める。
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及びこれらの附属明細書は当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認める。

以 上

第2号議案 平成29年度事業報告承認に関する件

平成 29 年度 事業報告書

平成 29 年 4 月 1 日乃至平成 30 年 3 月 31 日
公益財団法人 前川報恩会

目 次

I. 法人の状況に関する重要な事項	
1. 法人の概要	2
2. 事業の概要	4
(1) 事業の実施状況	4
(2) 重要な契約に関する事項	6
(3) 役員会等に関する事項	7
(4) 正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移	8
3. 法人の課題	8
4. 株式保有している場合の概要	9
5. 決算期後に生じた法人の状況に関する重要な事実	9
II. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要	10
III. 附属明細書	10

I 法人の状況に関する重要な事項

1. 法人の概要

(1). 設立年月日

昭和42年12月22日（平成28年4月1日～ 公益財団法人）

(2). 定款に定める目的（定款第3条全文抜粋）

この法人は、学術の振興、科学技術の発展、地域の活性化、福祉の向上等に資する助成について、我が国独特の文化・伝統・風土を重んじつつ、時代の要請にも適った方法によりこれを行い、もって民族の永遠につながる発展を期し、より良い人類社会の実現に寄与することを目的とする。

(3). 定款に定める事業内容（定款第4条全文抜粋）

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ・学術及び科学技術の振興を目的とする助成
- ・地域社会の健全な発展を目的とする助成
- ・障がい者の支援を目的とする助成
- ・その他本財団の目的を達成するために必要な事業

(4). 所管官庁に関する事項

内閣府 公益認定等委員会

(5). 会員の状況

該当なし

(6). 主たる事務所・支部の状況

主たる事務所：東京都江東区牡丹三丁目14番15号

上記以外の事務所・支部はなし

(7). 役員等に関する事項

平成30年3月31日現在

職名	常勤/ 非常勤	氏名	就任年月日	職務	職業
理事長	非常勤	篠崎 聡	H28.5.6 (H29.10.2 理事就任)	—	株式会社前川総合研究所 代表取締役
理事	非常勤	山本 良一	H28.5.6	—	東京大学 名誉教授
理事	非常勤	古在 豊樹	H28.5.6	—	千葉大学 名誉教授
理事	非常勤	赤塚 光子	H28.5.6	—	元立教大学 教授
理事	非常勤	石井 徳章	H28.5.6	—	大阪電気通信大学 名誉教授
理事	非常勤	眞田 勝	H29.10.10	—	元株式会社前川製作所 技術研究所 副所長
監事	非常勤	須田 徹	H29.6.27	—	公認会計士・税理士
監事	非常勤	茂田井 純一	H29.6.27	—	公認会計士・税理士

職名	常勤/ 非常勤	氏名	就任年月日	職務	職業
評議員	非常勤	中章	H29.6.27	—	株式会社前川製作所 非常勤顧問
評議員	非常勤	笠原 敬介	H29.6.27	—	笠原技術士事務所 代表
評議員	非常勤	鵜飼 信一	H29.6.27	—	早稲田大学商学部 教授
評議員	非常勤	清水 康之	H29.6.27	—	特定非営利活動法人 福祉総合評価機構 理事長
評議員	非常勤	丁 宗鉄	H29.6.27	—	日本薬科大学 学長 薬学部 教授 学長
評議員	非常勤	畑村 英司	H29.6.27	—	元広島県庁

(8). 職員に関する事項

平成30年3月31日現在

職員数		前期末比増減
男子	1名	-1名
女子	1名	+0名
合計または平均	2名	-1名

(9). 認可等に関する事項

連絡年月日	事項	履行状況
平成29年6月27日	変更の届出（評議員の変更）	平成29年7月24日 処分・完了
平成29年6月27日	変更の届出（理事・監事の変更）	平成29年7月24日 処分・完了
平成29年6月28日	事業報告等の提出	平成29年9月7日 処分・完了
平成29年10月2日	変更の届出（代表理事の変更）	平成29年10月13日 処分・完了
平成29年10月10日	変更の届出（理事の変更）	平成29年10月13日 処分・完了
平成30年3月5日	変更の届出（理事の変更）	平成30年3月27日 処分・完了
平成30年3月29日	事業計画書等の提出	平成30年4月6日 処分・完了

2. 事業の概要

(1) 事業の実施状況

①学術及び科学技術の振興を目的とする助成（定款第4条第1項第1号）

平成29年度も、環境配慮型のエネルギー利用・開発又は食料生産・流通の改善に資する研究に対する助成を行った。募集結果・採択状況の概略は下表の通りであり、詳細は添付資料1に記載する。

募集内容	申請 件数	申請金額	採択 件数	採択金額	予算
環境配慮型のエネルギー利用・開発又は食料生産・流通の改善に資する研究	75件	¥162,097,000	11件	¥18,980,000	¥19,000,000

平成29年9月1日から9月30日にかけて当財団のホームページ上にて一般公募を行った結果、全体で75件の申請があり、平成29年12月5日の学術研究助成選考委員会においてこれらの申請を審査した結果、合計11名に対する¥18,980,000を採択候補とした。

平成29年度第4回理事会（平成29年12月18日）において、総計11名に対する¥18,980,000の助成を決定し、これを実行した。

また、平成28年度に助成した14名¥18,681,500に関する報告書の評価委員会を平成30年2月20日に開催した。選考委員の評価合計点及び取組内容の成果を考慮し、うち2名を、平成30年5月19日（土）に都内へ招致し、今後の事業の発展のために直接報告を受けることにした。

なお、平成28年度助成金交付者のうち1名、信州大学農学部助教、上野豊氏においては助成金¥1,054,000のうち、未使用金¥596,059が生じた。未使用金¥596,059のうち、¥337,500は助成金にて実験を行った研究のレベルアップのために使用予定、残り¥258,559は返金、本年7月末までに報告書提出、返金等全ての手続きが終了予定である。この返金額（¥258,559）は、平成30年度の雑収益にて計上する。

②地域社会の健全な発展を目的とする助成（定款第4条第1項第2号）

平成29年度も、天然資源及び文化的資産を保全・活用し、地域の発展に寄与する事業に対して助成金の交付を行った。募集結果・採択状況の概略は下表の通りであり、詳細は添付資料2に記載する。

区分	募集内容	申請 件数	申請金額	採択 件数	採択金額	予算
①	多世代が参与し、高齢層から若年層への伝承が含まれる天然資源及び文化的資産の保全・活用を通じ、当該地域のコミュニティの発展に寄与する事業	9件	¥4,500,000	6件	¥3,000,000	¥4,000,000
②	地域に根ざした未利用エネルギーの有効活用もしくは、農と食のイノベーションと地域力アップに繋がる事業	6件	¥6,000,000	4件	¥4,000,000	¥3,000,000
	合計	15件	¥10,500,000	10件	¥7,000,000	¥7,000,000

平成 29 年 8 月 1 日から 8 月 31 日にかけて当財団のホームページ上にて一般公募を行った結果、全体で 15 団体の申請があり、平成 29 年 11 月 9 日の地域振興助成選考委員会においてこれらの申請を審査した結果、合計 10 団体に対する ¥7,000,000 を採択候補とした。平成 29 年度第 4 回理事会（平成 29 年 12 月 18 日）において、総計 10 団体に対する ¥7,000,000 の助成を決定し、これを実行した。

また、平成 28 年度に助成した 16 団体 ¥7,960,000 に関する報告書の評価委員会を平成 30 年 2 月 28 日に開催した。選考委員の評価合計点及び取組内容の成果を考慮し、うち 2 団体を、平成 30 年 5 月 19 日（土）に都内へ招致し、今後の事業の発展のために直接報告を受けることにした。

③障がい者の支援を目的とする助成（定款第 4 条第 1 項第 3 号）

平成 29 年度も、社会福祉の向上を目的として、障がい者を援護する団体の取り組みに対して援助を行った。募集結果・採択状況の概略は下表の通りであり、詳細は添付資料 3 に記載する。

募集内容	申請 件数	申請金額	採択 件数	採択金額	予算
障がい者の生活や就労支援の環境改善に資する物品・取り組み	36 件	¥13,517,423	22 件	¥6,892,869	¥7,000,000

平成 29 年 7 月 1 日から 7 月 31 日にかけて当財団のホームページ上にて一般公募を行った結果、36 団体から申請があり、平成 29 年 9 月 29 日の福祉助成選考委員会においてこれらの申請を審査した結果合計 22 団体に対する ¥6,892,869 を採択候補とした。平成 29 年度第 4 回理事会（平成 29 年 12 月 18 日）において、総計 22 団体に対する ¥6,892,869 の助成を決定した。

また、平成 28 年度に助成した 27 団体 ¥8,959,651 に関する報告書の評価委員会を平成 30 年 2 月 20 日に開催した。選考委員の評価合計点及び取組内容の成果を考慮し、うち 2 団体を、平成 29 年 5 月 19 日（土）に都内へ招致し、今後の事業の発展のために直接報告を受けることにした。

なお、平成 28 年度助成金交付団体のうち、2 団体は助成金未使用のため返金を受けた。

1. 特定非営利活動法人もったいないジャパンより、2 月 7 日に ¥300,000 の返金。返金理由は他企業より助成を受けたため。
 2. 一般社団法人ほっぷより、2 月 15 日に ¥228,000 の返金。返金理由は、担当者が病気により対応出来ないため。
- 返金総計 ¥528,000 は、平成 29 年度決算の中で正味財産増減計算の雑収益にて計上している。

④助成者代表成果発表会

平成 29 年 5 月 13 日（土）10 時 30 分～14 時に、公益財団法人和敬塾にて、助成代表発表会を開催した。

平成 27 年度に於ける学術研究助成を行った代表 2 名、地域振興助成を行った代表 2 団体、福祉助成を行った代表 2 団体が、10～15 分間スピーチとプレゼンテーションによる成果発表を行った。発表者のプレゼンテーションに対して、各分野の選考委員の先生方より簡単な評価をしていただいた。

なお、この発表会には、評議員・理事・監事・選考委員等、合計 33 名が出席した。

⑤公益財団法人前川報恩会の将来像についての討論会

平成29年8月30日(木)14時~16時に、当財団の将来像(助成事業の有り方等)について、評議員・理事・監事・選考委員・事務局職員が出席し、フリートーキングにて意見交換・提案・討議がなされた。

参加者より多数のご意見やご提案等が出された。それらを事務局としてまとめ、より良い人類社会の実現に寄与する財団の姿を、評議員会・理事会を通して、次年度以降の事業計画に反映していくことにした。

- (2) 重要な契約に関する事項
該当なし

(3) 役員会等に関する事項

①理事会

平成 29 年度第 1 回理事会

開催年月日	議 事 事 項	会議の結果
平成 29 年 6 月 8 日	1. 平成 28 年度決算報告に関する件 2. 平成 28 年度事業報告に関する件 3. 選考委員任命に関する件 4. 選考委員会規定の改訂に関する件 5. 助成金取扱規則の改訂に関する件 6. 平成 29 年度第 1 回評議員会開催に関する件	全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認

平成 29 年度第 2 回理事会

決議があったとみなされた日	議 事 事 項	会議の結果
平成 29 年 7 月 14 日	1. 理事長選任の件 2. 福祉助成選考委員長の件	理事全員の同意及び監事の異議無し

平成 29 年度第 3 回理事会

開催年月日	議 事 事 項	会議の結果
平成 29 年 10 月 2 日	1. 保有株式売却の件 2. 理事長交代の件 3. 評議員会開催の件	全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認

平成 29 年度第 4 回理事会

開催年月日	議 事 事 項	会議の結果
平成 29 年 12 月 18 日	1. 平成 29 年度学術研究助成に関する件 2. 平成 29 年度地域振興助成に関する件 3. 平成 29 年度福祉助成に関する件 4. 公益財団法人前川報恩会保有株式、志村産業株式会社の売却価格について 5. 評議員会開催の件	全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認

平成 29 年度第 5 回理事会

開催年月日	議 事 事 項	会議の結果
平成 30 年 3 月 5 日	1. 平成 30 年度資産運用方針に関する件 2. 平成 30 年度収支予算に関する件 3. 平成 30 年度事業計画に関する件 4. 平成 29 年度第 4 回評議員会開催に関する件	全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認

②評議員会

平成 29 年度第 1 回評議員会

開催年月日	議 事 事 項	会議の結果
平成 29 年 6 月 27 日	1. 平成 28 年度決算報告に関する件 2. 平成 28 年度事業報告に関する件 3. 理事・監事の選任に関する件 4. 評議員選任に関する件	全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認 全会一致で承認

平成 29 年度第 2 回評議員会

開催年月日	議 事 事 項	会議の結果
平成 29 年 10 月 10 日	1. 保有株式売却の件 2. 新理事選任の件	全会一致で承認 全会一致で承認

平成 29 年度第 3 回評議員会

決議があったとみなされた日	議 事 事 項	会議の結果
平成 29 年 12 月 20 日	1. 保有株式売却の件（最終購入価格）	理事全員の同意及び監事の異議無し

平成 29 年度第 4 回評議員会

開催年月日	議 事 事 項	会議の結果
平成 30 年 3 月 19 日	1. 平成 30 年度収支予算に関する件 2. 平成 30 年度事業計画に関する件	全会一致で承認 全会一致で承認

(4) 正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移

単位：円

事業年度	H26 年 3 月期	H27 年 3 月期	H28 年 3 月期	H29 年 3 月期	H30 年 3 月期
期首正味財産残高	3,667,347,518	3,660,599,055	3,765,028,037	3,739,010,202	3,691,721,588
当期経常収益合計	45,119,366	44,569,060	67,387,542	51,671,577	50,767,513
当期経常費用合計	51,815,829	47,110,141	51,394,145	58,347,084	53,901,366
評価損益等計	△52,000	106,970,063	△42,011,232	△40,613,107	120,954,636
当期経常増減額	△6,748,463	104,428,982	△26,017,835	△47,288,614	117,820,783
期末正味財産残高	3,660,599,055	3,765,028,037	3,739,010,202	3,691,721,588	3,809,542,371
資産合計	3,661,324,606	3,766,461,557	3,739,932,926	3,692,967,689	3,810,580,078
負債合計	725,551	1,433,520	922,724	1,246,101	1,037,707
正味財産	3,660,599,055	3,765,028,037	3,739,010,202	3,691,721,588	3,809,542,371

3. 法人の課題

平成 29 年 8 月 30 日に財団関係者が集まり、当財団の将来像について意見交換がなされた。
その討議・概要は以下の内容であり、評議員会・理事会を通じてよりいっそうの改善を図っていく。

- (1) 当財団の助成事業について、世の中に貢献するためには、各助成事業（学術・地域・福祉）に特徴を持たせることが必要である。

※学術研究助成事業では、将来イノベーションが期待される研究テーマに絞って行う。
また、若手研究者に光を当てる、単年度研究ではなく複数年継続ということを考えていく。

※地域助成事業では採択率が高い、言い換えれば応募件数が少ない現状を、応募案内を地域振興の関係部署に送り応募いただける様工夫していく。但し、量より質が重要である、ということが原点である。

※福祉助成事業では、当財団の福祉助成はどのような部分に視点をあてているのかを明確にしていく。地域共生社会の実現に向かって、医療と福祉が両方必要な人に支援が届く助成を行っていく方向もあるのではないかと。

但し、あくまでも利用者主体の支援が原点である。

4. 株式保有している場合の概要

平成 30 年 3 月末における当財団の株式保有状況は次のとおりである。

①企業名	株式会社前川
②事務所の所在地	東京都江東区牡丹三丁目 14 番 15 号
③資本金等	170, 100, 000 円
④事業内容	不動産賃貸業
⑤役員の数 代表者の氏名	6 名（監査役を含む） 代表取締役 前川 真
⑥従業員の数	25 名（非常勤勤務者・臨時雇用者を含まない）
⑦当財団の保有する株式の数 発行済株式総数に占める割合	1, 459, 200 株 42. 7%
⑧保有する理由	寄付による取得分につき、配当収入を運営資金の原資とすることを目的とし、継続して保有している。
⑨株式の入手日	昭和 43 年 12 月 16 日分離 昭和 43 年寄付による取得 1, 272, 000 株 平成 19 年 1 月 1 日合併 平成 19 年(株)高原社との合併により交付 187, 200 株
⑩当財団との関係	人事——特になし 資金——特になし 取引——特になし

5. 決算期後に生じた法人の状況に関する重要な事実

該当なし

II. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）第90条第4項第5号並びに同施行規則（平成19年4月20日法務省令第28号）第14条第1項第1号から第8号までに基づき、平成26年度第5回理事会（平成27年3月16日開催）において、内部統制システムの整備に関する基本方針を策定した。

III. 附属明細書

○事業報告の内容を補足する重要な事項

該当なし

以上

(添付資料1) 平成29年度学術研究助成 助成先一覧

No.	所属	氏名	役職	年齢	研究課題	採択額
A17021	鳥取環境大学	戸茆丈二	講師	42歳	マイクロ波照射による廃棄物系バイオマスからのエネルギー回収メタン発酵システムの開発	¥1,980,000
A17016	東京農工大学	村岡貴博	准教授	38歳	食品・医薬品の長期保存を可能にする新規タンパク質安定化剤の開発	¥2,600,000
A17015	山形大学	星野友紀	准教授	41歳	環境変動に適応可能な穀物の品質安定化遺伝子の同定	¥900,000
A17018	北海道大学大学院工学研究院	石田洋平	助教	30歳	金属クラスター精密集合構造を用いた新しい太陽光エネルギー集約システムの提案	¥1,800,000
A17038	日本大学	早川麻美子	助手	28歳	太陽光を用いる環境調和型有機合成反応の開発に関する研究	¥1,900,000
A17056	東京大学	佐々木和浩	助教	37歳	イネの生育ステージで変遷する共生細菌の特定	¥1,800,000
A17058	名古屋大学	上野智永	助教	33歳	カーボンナノチューブを基盤にした熱スイッチング材料の創成	¥2,300,000
A17001	三重大学大学院	西村 颯	准教授	45歳	広波長域光応答ハイブリッド光触媒のCO2改質性能向上	¥1,200,000
A17042	北見工業大学	本間雄二郎	特任助教	31歳	種子デンプン質の代わりにショ糖が蓄積される変異イネの解析による糖化処理不要なバイオリファイナリー作物開発を目指した基礎研究	¥700,000
A17055	東北大学	原田尚之	助教	34歳	IOTに向けた表面プラズモンによる微小素子への電力供給法の開拓	¥2,500,000
A17060	東京大学大学院	松岡真生	農学共同研究員	34歳	新規亜硝酸型硝化脱窒法に用いる亜硝酸酸化細菌特異的阻害剤の開発	¥1,300,000
合計 11 件 (予算 : ¥19,000,000)						¥18,980,000

(添付資料 2) 平成 29 年度地域振興助成 助成先一覧

区分	申請 No.	所属機関	事業の名称	採択額
① 多世代が参与する天然資源及び文化的資産の保全・活用事業	B17003	一般社団法人 四日市大学エネルギー環境教育研究会	里地・里山の衰退に向き合う～持続可能なまちづくり “八郷” ～	¥500,000
	B17015	震災復興学生サポート「ハマヒルガオ Ambassdor」	地域の未来を切り拓くための、東松島子どもプロジェクト	¥500,000
	B17013	セ・カ・イ（繊維・会館・一宮）建築チーム	近代建築再生スクール 現代アートプログラム「(仮)尾州の起点」	¥500,000
	B17006	特定非営利活動法人 大森まちづくりカフェ	おおたユニバーサル・ワークショップ～伝統文化 de コミュニケーション	¥500,000
	B17012	NPO 法人 伊勢原森林里山研究会	失われた民族儀礼 日向地区「虫送り」の再現と継続	¥500,000
	B17011	特定非営利活動法人 まなびデザインラボ	海とつながりプロジェクト	¥500,000
区分① 小計 6 件 (予算: ¥4,000,000)				¥3,000,000
② 地域未利用エネルギーの有効活用・農と食のイノベーション	B17008	認定特定非営利活動法人 びわ湖トラスト	未利用の太陽エネルギーを利用した自律型水上移動物体の普及と地域振興	¥1,000,000
	B17001	東尋坊愛のマラニック実行委員会	第 7 回東尋坊愛のマラニック	¥1,000,000
	B17004	NPO 法人 支援センターあんしん	農業用ハウス暖房・融雪バイオマス燃料化事業	¥1,000,000
	B17005	子育て支援 NPO いないいないばあ	自宅開放型子育て支援における木材遊びの遊具 (螺旋階段等)	¥1,000,000
区分② 小計 4 件 (予算: ¥3,000,000)				¥4,000,000
合計 10 件 (予算: ¥7,000,000)				¥7,000,000

(添付資料3) 平成29年度福祉助成 助成先一覧

申請 No.	法人名	申請物品・取組内容等	採択額
C17007	特定非営利活動法人 支援センターなのはな畑	食品乾燥機	¥190,000
C17014	美作大学 生活科学部 森本恭子研究室	発達障害者向け健康料理レシピ開発及びレシピ本の刊行・配布	¥300,000
C17031	社会福祉法人 ふれ愛名古屋	ケア用ベッド用品 (ポジショニングクッション等)	¥500,000
C17012	麦の里	電動アシスト付自転車2台、交換バッテリー、サイクルカバー2枚	¥328,000
C17015	特定非営利活動法人 横浜市視覚障害者福祉協会	パーキンスブレーラー (点字タイプライター)、点字ラベラー	¥172,000
C17020	社会福祉法人 共生の里	掃除器具 (ポリッシャー、汚水バキューム等)	¥500,000
C17005	社会福祉法人 邑智福祉振興会	車椅子3台	¥230,000
C17016	特定非営利活動法人 小さな種・こころ	ヤンマー運搬車、昭和ブリッジアルミブリッジ (階段や段差に置いて、その上を動かす物)	¥500,000
C17018	社会福祉法人 ウイズ福祉会	ぎんなん皮むき機	¥280,000
C17023	特定非営利活動法人 視覚障がい者ネットワークコトリナ	読むべえスマイル (読み上げ器)、プレストーク (視覚障害者用読書器)、リングポケット (点字データ器)	¥449,000
C17036	特定非営利活動法人 そらいろプロジェクト京都	移動シャンプー台	¥500,000
C17002	NPO 法人 ぐるっぼ	AED	¥210,000
C17024	一般社団法人 神戸ダルクヴェイレッジ	エアコン	¥416,448

C17029	特定非営利活動法人 ハートツリー	冷凍冷蔵庫、換気扇	¥252,000
C17030	社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター	携帯型拡大読書器	¥150,000
C17032	特定非営利活動法人 四ツ葉の会	瞬間冷凍機	¥400,000
C17025	特定非営利活動法人 発達障がい者就労支援ゆあしっぷ	物品：プロジェクタスクリーン取組：カフェ運営費	¥112,421
C17001	社会福祉法人 セーナー苑	除雪機	¥300,000
C17006	社会福祉法人 芳香会 青嵐荘つくし園	長胴太鼓・紋太鼓土台、ワイヤレスマイク、各機材のシールドアンプ運搬用ケース等	¥150,000
C17009	特定非営利活動法人 ハートオブマインド	AED	¥353,000
C17011	一般社団法人めりい	車両商品の搬入	¥300,000
C17033	社会福祉法人 枚岡福社会	壁修繕工事	¥300,000
合計 22 件 (予算：¥7,000,000)			¥6,892,869

第3号議案 定款変更案承認に関する件

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人前川報恩会（英文名 MAYEKAWA HOUONKAI FOUNDATION）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、学術の振興、科学技術の発展、地域の活性化、福祉の向上等に資する助成について、我が国独特の文化・伝統・風土を重んじつつ、時代の要請にも適った方法によりこれを行い、もって民族の永遠につながる発展を期し、より良い人類社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術及び科学技術の振興を目的とする助成
- (2) 地域社会の健全な発展を目的とする助成
- (3) 障がい者の支援を目的とする助成
- (4) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号から第4号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、理事会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第172条第2項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の運用管理)

第6条 この法人の財産の運用及び管理は、理事会が別に定める資産運用規程によるものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。



(改訂案)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、報告を行い承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。



(改訂案)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告書の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員 6名以上9名以内 を置く。



(改訂案)

第10条→第11条 この法人に評議員 3名以上6名以内 を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条→第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第10号及び第11号の規定を準用した次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数（現在数）の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数（現在数）の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者。
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

- 第12条→**第13条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第13条→**第14条** 評議員に対して、各年度の総額が60万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 評議員に対しては、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。

第5章 評議員会

(構成)

第 14 条→第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任の決定
- (2) 理事及び監事の報酬等の基準の決定
- (3) 評議員会運営規則の承認
- (4) 収支予算及び事業計画の承認
- (5) 決算及び事業報告の承認
- (6) 定款の変更の決定
- (7) 残余財産の処分の決定
- (8) 基本財産の処分及び除外の決定
- (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項の決定



(改訂案)

第 15 条→第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条→第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 1 回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条→第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 18 条→**第 19 条** 理事長は、評議員会の開催日の 3 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 19 条→**第 20 条** 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任の決定
 - (2) 収支予算及び事業計画の承認
 - (3) 決算及び事業報告の承認
 - (4) 定款の変更の決定
 - (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡の決定
 - (6) その他法令で定められた事項の決定
- 3 前 2 項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
- 4 第 1 項、第 2 項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。



(改訂案)

第 20 条→**第 21 条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 決算の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 基本財産の処分又は除外の承認

(6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項、第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条→第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事及び監事

(理事及び監事の設置)

第22条 この法人に、次の理事及び監事を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
- (2) 監事 2名以上5名以内



(改訂案)

第22条→**第23条** この法人に、次の理事及び監事を置く。

- (1)理事 **3名以上7名以内**
- (2)監事 **3名以内**

- 2 理事のうち理事長を1名置き、専務理事を1名置くことができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事及び監事の選任)

第23条→**第24条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

- 3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第24条→**第25条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条→**第26条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（理事及び監事の任期）

第26条→**第27条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（理事及び監事の解任）

第27条→**第28条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（理事及び監事の報酬等）

第28条→**第29条** 理事及び監事は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 理事及び監事に対しては、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。

(責任の免除)

第 29 条 → **第 30 条** この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条の規定により準用する第 111 条第 1 項の役員のパ賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 → **第 31 条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 → **第 32 条** 理事会は、次の職務を行う

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第 32 条 → **第 33 条** 理事会は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 33 条 → **第 34 条** 理事会は、理事長が招集する。

(招集の通知)

第 34 条 → **第 35 条** 理事長は、理事会の開催日の 3 日前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 35 条 → **第 36 条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 次に掲げる事項については、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を受けなければならない。
 - (1) 収支予算及び事業計画の決定
 - (2) 決算及び事業報告の決定
 - (3) 重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び譲り受けの決定
 - (4) 借入金（一定の短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄の決定
 - (5) 株式等の議決権の行使の決定
- 3 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 4 第1項、第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条の規定により準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。



(改訂案)

第36条→第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 収支予算及び事業計画
 - (2) 決算及び事業報告
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) 借入金（一定の短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (5) 株式等の議決権の行使
- ~~3 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。~~
- 3 第1項、第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条の規定により準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。



(改訂案)

第37条→第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 運営及び組織

(事務局及び職員)

第38条→**第39条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条→**第40条** この定款は、評議員会の決議によって、変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第40条→**第41条** この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条で定められた事由その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条→**第42条** この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分等)

第42条→**第43条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国、地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条1項に規定する公益法人等に該当する法人に帰属させる。

- 2 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条→**第44条** この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

制定：平成 24 年 10 月 01 日
施行：平成 24 年 10 月 01 日

改定：平成 25 年 05 月 30 日
施行：平成 25 年 06 月 01 日
改定：平成 27 年 06 月 30 日
施行：平成 27 年 06 月 30 日

改定：平成 27 年 11 月 30 日
施行：平成 27 年 11 月 30 日

改定：平成 28 年 2 月 8 日
施行：平成 28 年 2 月 8 日

改訂：平成 30 年 6 月 19 日
施行：平成 30 年 6 月 20 日

第4号議案 役員等の報酬及び費用に関する規定の

変更承認に関する件

公益財団法人前川報恩会 役員等の報酬及び費用に関する規定 (改訂案)

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人前川報恩会（以下、「当財団」という。）の役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定め、もって公正かつ適切な事業運営を推進することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 前条の「役員等」とは、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員

(報酬の支給)

第3条 当財団は、前条第1号から第3号に掲げる者に対し、当財団が行う公益事業の決定及び執行、資産運用、並びに公益事業の担い手として自律的に行う自己研鑽に対する報奨として、理事会及び評議員会一回の出席に対し2万円の報酬を支給することができる。



第3条 当財団は、役員等に対して理事会、又は評議員会への出席にかかわる対価として報酬を支払うことができる。

2 監事には、監査にかかわる職務執行の対価として報酬を支払うことができる。

(報酬の額の決定)

第4条 当財団の理事に対する報酬の額は、別表に定める金額とする。

2 当財団の監事に対する報酬の額は、別表に定める額とする。

3 当財団の評議員に対する報酬の額は、別表に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第4条→第5条 第2条第1号及び第3号に掲げる者に対する報酬は、次年度の予算を決定する理事会又は評議員会の日に、当該事業年度における理事会又は評議員会、及び助成者代表報告会、第2号に掲げる者は理事会、評議員会、助成者代表報告会及び監事監査への出席回数に応じて支給する。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用の支払い)

第5条→第6条 当財団は、第2条各号に掲げる者に対し、その職務の遂行に伴い発生した旅費及び交通費を当財団旅費規程の定めに基づき支給する。

2 第2条各号に掲げる者から費用の支払い請求があったときは、現金で支払う。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規定の改定)

第6条→第7条 本規定の改定は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条→第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

隋測

制定 平成 24 年 5 月 22 日

施行 平成 24 年 10 月 1 日

制定 平成 25 年 1 月 29 日

施行 平成 25 年 1 月 29 日

制定 平成 25 年 5 月 30 日

施行 平成 25 年 6 月 1 日

制定 平成 28 年 2 月 8 日

施行 平成 28 年 2 月 8 日

制定 平成 30 年 6 月 19 日

施行 平成 30 年 6 月 20 日

※別表（報酬の額）

(1) 理事

	日 額
<u>理事会への出席</u>	20,000 円
<u>助成者代表報告会への出席</u>	20,000 円

(2) 監事

	日 額
<u>理事会・評議員会への出席</u>	20,000 円
<u>助成者代表報告会への出席</u>	20,000 円
監事監査（資産運用・予算・決算）への出席	50,000 円

(3) 評議員

	日 額
<u>評議員会への出席</u>	20,000 円
<u>助成者代表報告会への出席</u>	20,000 円

第5号議案 理事の任期満了による重任に関する件

※理事重任者

職名	常勤/ 非常勤	氏名	就任年月日	職務	職業
理事	非常勤	篠崎 聡	H28.5.6	—	(株)前川総合研究所 代表取締役
理事	非常勤	山本 良一	H28.5.6	—	東京大学 名誉教授
理事	非常勤	古在 豊樹	H28.5.6	—	千葉大学 名誉教授
理事	非常勤	赤塚 光子	H28.5.6	—	元立教大学 教授
理事	非常勤	石井 徳章	H28.5.6	—	大阪電気通信大学 名誉教授

第6号議案 監事辞任による新監事承認に関する件

- ・新監事任命について

監事 茂田井純一氏辞任のため、中小企業診断士・日本生産性本部認定経営コンサルタント・認定事業再生士、山田良子氏の新任承認をお願いいたします。